

所属長 各位

横浜市立学校教職員互助会事務長

新型コロナウイルスの感染防止に伴う永年勤続会員旅行補助券の  
取扱いについて(依頼)

横浜市立学校教職員互助会の会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学校運営等にも日々ご苦労されていることと存じます。

さて、令和 2 年 6 月に配付しました「令和 2 年度永年勤続会員旅行補助券（以下「補助券」という。）」につきましては、本年 8 月までの利用率を確認したところ、前年度同時期の実績を大幅に下回っている状況です。この状況は今後も続くと考えられることから、今年度配付した補助券及び再配付した補助券について、有効期限を延長することとしましたので、該当者への周知をお願いします。

なお、該当会員で、育児休業等の方がいる場合は、会員が所属する学校からご連絡いただきますようお願いいたします。

令和 2 年度も残り半年となりましたが、国の「G o T o トラベルキャンペーン」の使える期間中でのご利用も、ぜひご検討ください。

1 補助券の取り扱い

有効期限を **令和 4 年 3 月 31 日宿泊分** まで 1 年間延長した補助券を今年度未利用の会員を対象に配付します。

2 延長の対象者

令和 3 年 3 月末までに補助券の利用ができなかった会員を原則として対象とします。対象者には、令和元年度に対象になった会員で期限内の利用ができず、今年度再配付した会員も含まれます。

**ただし、今年度中に退職等で、次年度会員でない場合、再配付は行いませんので、年度内での利用をお願いします。**

3 延長した補助券の配付時期

上記 2 の会員のうち、補助券を今年度末までに利用できなかった会員を互助会事務局で把握し、新たな補助券を令和 3 年 6 月下旬までに各学校を通じて配付する予定です。

**詳細については、別途、所属長を通して通知でご案内します。**

4 その他

**リフレッシュ補助券につきましては、有効期限の延長は行いません。** 利用できる施設等の拡充も進めておりますので、可能な限り今年度中の利用をお願いいたします。

新たに利用できるようになる施設等につきましては、互助会ホームページで随時お知らせしていきますので、ご確認ください。

担当 横浜市立学校教職員互助会 菊地、藤井

TEL 305-6800

FAX 620-9012

令和2年10月28日

各所属担当者 様

横浜市立学校教職員互助会

永年勤続会員旅行補助券の年度末未使用分に対する再配付について(補足)

10月26日文書「新型コロナウイルスの感染防止に伴う永年勤続会員旅行補助券の取扱いについて(依頼)」に関し、永年勤続会員旅行補助券の再配付の考え方について質問をいただきましたので、お知らせいたします。

1 質問

「永年勤続会員旅行補助券を半分使用している場合、使用していない分の補助券は再配付されるのか。」

2 回答

永年勤続会員旅行補助券は券面額1枚5,000円のを10年勤続3枚、20年勤続11枚、30年勤続12枚配付しています。

再配付は、令和3年3月末時点で未使用の補助券枚数に対して行う予定です。

例 永年勤続30年該当で12枚補助券の配付があった場合のイメージ



事務担当

横浜市立学校教職員互助会

藤井 PHONE:045-305-6800